

# 神戸市立垂水養護学校いじめ防止基本方針

## 1. 本校の教育方針

### 教育目標

意欲を持って社会に参加し、自立する人を育てる。

明るく、強い子・・・・・・・・・・明朗・克己  
助け合う、やさしい子・・・・・・・・・・協力・誠実  
考えて、すすんでする子・・・・・・・・・・自主・自立

### 努力目標

幼児・児童・生徒の実態を十分に把握し、  
一人一人を伸ばす教育内容・指導法を研究し、  
その実践に努める。

- 健康の保持増進
- 自立活動の充実
- 基礎学力の向上
- 進路指導・保障の充実
- 交流及び共同学習の推進

## 2. いじめに関する基本的な考え方

本校の実態から幼児・児童生徒間でのいじめが起こるという想定は難しいが、学校として教職員全体での意識化は重要であると受け止めている。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの幼児・児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の幼児・児童生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ」とは、本校に在籍している幼児・児童生徒に対して本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の幼児・児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた幼児・児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

上記をいじめの定義とし、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。

### 3. 基本的な対応方針 (以下、「幼児・児童生徒」は「子供たち」とする)

#### 1) 教職員の姿勢

- ・子供たちが自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・子供たち一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・子供たちの思いやりの心や命の大切さを育む人権教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を明確にし、子供たちに伝える。

#### 2) 未然防止 (いじめ問題対策委員会)

校長、教頭、学部世話係、生徒指導部世話係、各学部生徒指導部連絡調整係、コーディネーター、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー等を構成員としたいじめ問題対策委員会を設置する。

- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、子供、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係する子ども、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、個人情報取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う。

#### 3) 早期発見、早期対応

- ・子供の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる子供には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいる事があれば、誰にでも相談できることや、相談することの大切さを子供に伝える。
- ・いじめられている子供や保護者からの訴えは、親身になって聞き、子供の悩みや苦しみを受け止め、子供を支え、いじめから守る姿勢をもって対応する。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた子供・保護者への支援と、いじめを行った子供への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

#### 4) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について学習の機会をもち、保護者への協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握し、生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

#### 4. 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた子供及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

#### 5. その他

この基本方針は学校評価の結果を踏まえるとともに、状況に応じて、いじめ問題対策委員会において、点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。